都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画 事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目 的とした目的税です。

令和2年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税

632,624 千円

(歳出) 都市計画事業費等に要する経費

1,340,635 千円

(単位:千円)

			田福内部 (中川・111)				
事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画事業費等	街路費	599, 451	244, 879	220, 400	0	99, 788	34, 384
	公園費	76, 943	0	22, 200	2, 551	38, 817	13, 375
	下水道費	195, 045	0	0	0	145, 062	49, 983
	区画整理費等	23, 007	0	0	0	17, 111	5, 896
	公債費	446, 189	0	0	0	331, 846	114, 343
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	1, 340, 635	244, 879	242, 600	2, 551	632, 624	217, 981